

東京都理美容事業者の自主休業に係る給付金

【申請受付要項】

専用ポータルサイト <https://www.tokyo-kyugyo.com/ribiyo/index.html>

【受付期間】

令和2年5月7日（木曜日）から同年6月15日（月曜日）まで



【受付方法】

1 専門家による申請要件や添付書類の確認

本給付金は、専門家が申請要件を満たしているか、添付書類が十分かなどについて事前に確認することにより、円滑な申請と支給を目指しています。円滑な申請と支給に向けて、専門家の確認を受けていただくをお願いします。

なお、専門家による事前確認がなくとも申請いただくことは可能ですが、追加書類の提出を求めたり、確認のための連絡をすることがあるので、支給まで時間を要する場合があります。

2 申請書類の提出

申請はオンライン提出又は郵送となります。持参による申請は受け付けません。

① オンライン提出の場合

東京都理美容事業者の自主休業に係る給付金のポータルサイトから提出することができます。

（URL）<https://www.tokyo-kyugyo.com/ribiyo/index.html>

なお、6月15日（月曜日）23時59分までに送信を完了してください。

② 郵送の場合

申請書類を次の宛先に郵送することで提出することができます。

なお、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送ください。6月15日（月曜日）の消印有効です。

（宛先）〒100-8691 日本郵便株式会社 銀座郵便局 郵便私書箱 48号

東京都理美容事業者の自主休業に係る給付金申請受付

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

I 給付金の概要

■趣旨

新型コロナウイルスによる感染が拡大する中、東京都では、特にゴールデンウィーク期間を含めた STAY HOME 週間において、感染リスクの徹底した低減への取組を展開してきました。

こうした中、感染拡大防止をより一層強化するため、自主的に休業いただいた、中小企業及び個人事業主の理美容事業者の皆様に対して、「東京都理美容事業者の自主休業に係る給付金」（以下「給付金」といいます。）を支給いたします。

■支給額

15万円（2事業所以上で自主的な休業に取り組む事業者は30万円）

II 申請要件

本給付金の申請要件は、次の全ての要件を満たす者（以下「申請者」といいます。）とします。

- 1 東京都内に主たる事業所又は従たる事業所を有し、かつ中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業及び個人事業主で、大企業が実質的に経営に参画していない方が対象です。
- 2 令和2年4月29日以前から、理容所及び美容所に関して必要な許認可等を取得の上、営業している方が対象です。
- 3 令和2年4月30日から令和2年5月6日までの全ての期間において、自主的な休業を行うことが必要です。
- 4 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないことが必要です。

また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していないことが必要です。

※なお、同一業務で「東京都感染拡大防止協力金」の申請を行っている事業者は、本給付金の対象外となる場合があるため、事務局にご相談ください。

III 申請手続き等

- 1 本給付金に関する問合せ先

本給付金の申請等に関する疑問や不安に対応するため、次の相談センターを開設しています。

東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター

（電話）03-5388-0567

（受付時間）午前9時から午後7時まで（土、日、祝日も開設しています。）

2 本給付金の申請に必要な書類等の入手方法

(1) 東京都理美容事業者の自主休業に係る給付金のポータルサイト

本給付金のポータルサイト（以下「ポータルサイト」といいます。）の申請内容入力フォームページから入手することができます。

（URL）<https://www.tokyo-kyugyo.com/ribiyo/index.html>

(2) 郵送による取り寄せ

原則、上記2（1）ポータルサイトからの入手が困難な場合は、返信用封筒（角型2号封筒にご依頼者の宛先を記入。140円切手を貼付）を下記宛先に送付いただくことで取り寄せることが可能です。お手元に届くまでに1～2週間程度かかる場合があります。

（宛先）〒100-8691 日本郵便株式会社 銀座郵便局 郵便私書箱 48号

東京都理美容事業者の自主休業に係る給付金 申請受付

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※封筒の表面に「申請書受付希望」と表記してください。

3 申請書類

(1) 申請書類の提出

別表1で規定する申請書類を提出してください。必要に応じて追加書類の提出及び説明を求められることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

(2) 専門家による確認

本給付金は、専門家が申請要件を満たしているか、添付書類が十分かなどについて事前に確認することにより、円滑な申請と支給を目指しています。

なお、専門家による事前確認がなくとも申請いただくことは可能ですが、追加書類の提出を求めたり、確認のための連絡をすることがあるので、支給まで時間を要する場合があります。

円滑な申請と支給に向けて、次の専門家の確認を受けていただくようお願いします。

（対象となる専門家）

- ・東京都内の青色申告会
- ・税理士
- ・公認会計士
- ・中小企業診断士
- ・行政書士

※これまでに、アドバイスや指導を受けている上記に該当する専門家がいらっしゃる場合は、その方へ事前確認を依頼してください。

※専門家に依頼した事前確認にかかる費用については、一定の基準により東京都が別に措置い

たしますので、そのことを前提に専門家とご協議ください。

※東京都から当該専門家に照会することがあります。

4 本給付金の申請受付期間及び受付方法

(1) 申請受付期間

令和2年5月7日（木曜日）から同年6月15日（月曜日）まで

(2) 申請受付方法

申請はオンライン提出又は郵送となります。持参による申請は受け付けません。

① オンライン提出の場合

本給付金のポータルサイトから提出できます。

(URL) <https://www.tokyo-kyugyo.com/ribiyo/index.html>

なお、6月15日（月曜日）23時59分までに送信を完了してください。

② 郵送の場合

申請書類を次の宛先に郵送することで提出することができます。

なお、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送ください。6月15日（月曜日）の消印有効です。

(宛先) 〒100-8691 日本郵便株式会社 銀座郵便局 郵便私書箱 48 号

東京都理美容事業者の自主休業に係る給付金 申請受付

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

5 支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは給付金を支給します。本給付金の支給開始は5月下旬を予定しています。

6 通知等

(1) 申請者については、都からのお願いに対して自主休業を表明していただいた事業者として、本給付金のポータルサイトにおいて、対象施設名（屋号等）をご紹介します。

(2) 申請書類の審査の結果、本給付金を支給する旨の決定をしたときは、後日、支給に関する通知を発送いたします。

(3) 一方、申請書類の審査の結果、本給付金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を発送いたします。

IV その他

1 本給付金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、東京都は、本給付金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、給付金を返金するとともに、給付金と同額の違約金を支払うこととなります。

- 2 本給付金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、東京都は、対象施設の休業の取組に係る実施状況や対象施設の運営等の再開の状況に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- 3 東京都は、申請書類に記載された情報を税務情報として使用することがあります。

【マイナンバーカードの取得についてのお願い】

令和元年5月31日にデジタル手続法が公布され、国では、情報通信技術を活用し、マイナンバーカードを通した行政手続などの利便性向上や行政運営の簡素化・効率化を進めています。

マイナンバーカードの取得は個人の任意ではありますが、安全・安心で利便性の高いデジタル社会を早期に実現する観点から、マイナンバーカードの取得について、ご協力のほどよろしくお願いします。

マイナンバー総合サイト <https://www.kojinbango-card.go.jp/otoiawase/>

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

(平日 9 時 30 分～20 時 00 分 ・土日祝 9 時 30 分～17 時 30 分)

(別表1)

申請書類について

- 1 東京都理美容事業者の自主休業に係る給付金申請書兼事前確認書（別紙1）
 - （※）給付金の円滑な支給を図るため、裏面に専門家による事前確認欄を設けています。事前確認を受けた場合は、専門家に必ず記入してもらってください。
 - （※）オンライン申請の場合は、表面及び裏面全体をスキャナ又は写真で取込み送信ください。
 - （※）本給付金の申請をする際には、併せて申請書の写しを必ず専門家に渡してください。
 - （※）複数事業所について申請される方は1回の申請にまとめる必要があります。
- 2 誓約書（別紙2）
 - （※）誓約書の最下部にある所在地、名称及び代表者名などの欄は、必ず自署をお願いします。
 - （※）オンライン申請の場合は、誓約書全体をスキャナ又は写真で取り込み送信してください。
- 3 令和2年4月29日（以下「基準日」といいます。）以前から営業活動を行っていることがわかる書類（次の（1）、（2）及び（3）の書類が全て必要となります。）
 - （1）営業活動を行っていることがわかる書類（写しで可）

基準日以前から営業活動を行っていることがわかるよう、法人、個人ともに**直近の確定申告書**【控え】（電子申告の場合は「受付結果（受信通知）」又は「申告書等送信票（兼送付書）」、書面申告の場合は税務署の受付印があるもの）。又は**直近の住民税申告書**【控え】（電子申告の申告受付完了通知又は受付印のあるもの）を提出してください。なお、税務署等の受付印がない場合、これから受付印を受領することは出来ません。「よくある質問」をご確認ください。

 - （※）上記書類のみでは、基準日時点に営業活動を行っていたことがわからない場合、直近の月末締め帳簿を添付するなど基準日時点の営業実態がわかる資料を添付してください。
 - （※）設立後決算期や申告時期を迎えていない場合は、個人事業の開業・廃業等届出書【控え】又は現在事項証明書（登記簿謄本／発行日から3か月以内のもの）や直近の月末締め帳簿を添付するなど基準日時点の営業実態がわかる資料を添付してください。
 - （※）申請する事業所ごとの外景（社名や店舗名入り）及び内景の写真並びに事業所ごとの月末締め帳簿など基準日時点の事業所ごとの営業実態がわかる資料を添付してください。
 - （2）理容業及び美容業に係る営業に必要な許可等を全て取得していることがわかる書類（写しで可）

理容業及び美容業の営業にあたり、法令等が求める必要な許可等を取得していることがわかる書類等を提出してください。

（例） 営業許可証（確認済証） 等
 - （3）本人確認書類（写しで可）

本人確認のために、次の書類等を提出してください。

（法人） 法人代表者の運転免許証、パスポート、保険証等の書類

（個人） 運転免許証、パスポート、保険証等の書類
- 4 休業の状況がわかる書類（写しで可）

（例） 休業を告知する HP、店頭ポスター、チラシ、DM 等

 - （※）休業する事業所等の名称や状況（休業の期間、営業時間の変更）がわかるよう工夫してください。
 - （※）複数の施設が混在している場合、対象の施設部分が休業を確実に実施していることがわかる書類を用意してください。

5 支払金口座振替依頼書（別紙3） ※オンライン申請の場合は押印不要

＜参考＞ 金融機関コード一覧

都市銀行

コード	金融機関名	コード	金融機関名
0001	みずほ銀行	0009	三井住友銀行
0010	りそな銀行	0005	三菱UFJ銀行

地方銀行・第二地方銀行

コード	金融機関名	コード	金融機関名	コード	金融機関名
0542	愛知銀行	0117	青森銀行	0119	秋田銀行
0129	足利銀行	0172	阿波銀行	0161	池田泉州銀行
0174	伊予銀行	0123	岩手銀行	0576	愛媛銀行
0183	大分銀行	0152	大垣共立銀行	0188	沖縄銀行
0185	鹿児島銀行	0159	関西みらい銀行	0191	北九州銀行
0509	北日本銀行	0163	紀陽銀行	0158	京都銀行
0137	きらぼし銀行	0508	きらやか銀行	0128	群馬銀行
0522	京葉銀行	0578	高知銀行	0017	埼玉りそな銀行
0179	伊賀銀行	0167	山陰合同銀行	0157	滋賀銀行
0175	四国銀行	0149	静岡銀行	0538	静岡中央銀行
0125	七十七銀行	0151	清水銀行	0180	十八銀行
0153	十六銀行	0121	荘内銀行	0130	常陽銀行
0181	親和銀行	0150	スルガ銀行	0512	仙台銀行
0532	大光銀行	0546	第三銀行	0140	第四銀行
0514	大東銀行	0164	但馬銀行	0178	筑邦銀行
0134	千葉銀行	0135	千葉興業銀行	0544	中京銀行
0168	中国銀行	0131	筑波銀行	0526	東京スター銀行
0126	東邦銀行	0124	東北銀行	0516	東和銀行
0517	栃木銀行	0166	鳥取銀行	0145	富山銀行
0534	富山第一銀行	0543	名古屋銀行	0162	南都銀行
0190	西日本シティ銀行	0143	八十二銀行	0525	東日本銀行
0182	肥後銀行	0155	百五銀行	0173	百十四銀行
0169	広島銀行	0147	福井銀行	0177	福岡銀行
0513	福島銀行	0141	北越銀行	0120	北都銀行
0501	北洋銀行	0144	北陸銀行	0116	北海道銀行
0146	北國銀行	0154	三重銀行	0118	みちのく銀行
0562	みなと銀行	0184	宮崎銀行	0133	武蔵野銀行
0569	もみじ銀行	0122	山形銀行	0170	山口銀行
0142	山梨中央銀行	0138	横浜銀行	0187	琉球銀行

信託銀行

コード	金融機関名	コード	金融機関名
0300	S M B C信託銀行	0289	みずほ信託銀行
0288	三菱UFJ信託銀行	0294	三井住友信託銀行

その他の銀行等

コード	金融機関名	コード	金融機関名	コード	金融機関名
0398	あおぞら銀行	0401	シティバンク、エヌ・エイ	2004	商工組合中央金庫
0397	新生銀行	2963	中央労働金庫	0036	楽天銀行
0033	ジャパンネット銀行	9900	ゆうちょ銀行 ※東京都内、関東各県及び山梨県内に所在するゆうちょ銀行及び郵便局		

信用金庫

コード	金融機関名	コード	金融機関名	コード	金融機関名
1000	信金中央金庫	1252	青木信用金庫	1303	朝日信用金庫
1327	足立成和信用金庫	1358	青梅信用金庫	1323	亀有信用金庫
1283	川崎信用金庫	1305	興産信用金庫	1326	小松川信用金庫
1336	西京信用金庫	1310	さわやか信用金庫	1319	芝信用金庫
1282	湘南信用金庫	1344	城南信用金庫	1351	城北信用金庫
1345	昭和信用金庫	1356	巣鴨信用金庫	1341	西武信用金庫
1348	世田谷信用金庫	1352	瀧野川信用金庫	1360	多摩信用金庫
1321	東栄信用金庫	1349	東京信用金庫	1333	東京三協信用金庫
1311	東京シティ信用金庫	1320	東京東信用金庫	1262	東京ベイ信用金庫
1253	飯能信用金庫	1346	目黒信用金庫	1386	山梨信用金庫
1280	横浜信用金庫				

信用組合

コード	金融機関名	コード	金融機関名	コード	金融機関名
2010	全国信用協同組合連合会	2060	あすか信用組合	2226	東信用組合
2241	共立信用組合	2271	警視庁職員信用組合	2229	江東信用組合
2243	七島信用組合	2231	青和信用組合	2202	全東栄信用組合
2254	第一勧業信用組合	2248	大東京信用組合	2224	東京厚生信用組合
2215	東京証券信用組合	2274	東京消防信用組合	2276	東京都職員信用組合
2210	東浴信用組合	2235	中ノ郷信用組合	2277	ハナ信用組合
2211	文化産業信用組合				

農業協同組合

コード	金融機関名	コード	金融機関名	コード	金融機関名
5039	秋川農業協同組合	5095	世田谷目黒農業協同組合	5097	東京あおば農業協同組合

5100	東京スマイル農業 協同組合	5094	東京中央農業協 同組合	5072	東京みどり農業 協同組合
5055	東京南農業協同 組合	5077	東京みらい農業 協同組合	5087	東京むさし農業 協同組合
5037	西多摩農業協同 組合	5030	西東京農業協同 組合	5050	八王子市農業 協同組合
5070	マインズ農業協同 組合	5060	町田市農業協同 組合		
3013	東京都信用農業協同組合連合会 ※本店、八丈島代理店及び小笠原島代理店				